

協議事項47

「登下校時の持ち物（学用品等）」の負担軽減について
小学校における「登下校時の持ち物（学用品等）」の負担軽減について、協議事項として以下のとおり提案する。

令和4年11月24日提出

神戸市教育委員会事務局
事務局長 高田 純

「登下校時の持ち物（学用品等）」の負担軽減について

1 概 要

従前から、登下校時の持ち物については、持ち運ぶ教材の多さが児童にとって負担となっているとの意見があり、さらに近年学習用パソコンの持ち帰りが加わったことで、さらなる負担増を懸念する意見をうかがっている。

教育委員会としてこれまで、熱中症対策や児童の健康面を考慮して、家庭学習で使わない学用品は学校に置いて帰る（置き勉）等、荷物の軽量化について配慮するよう学校に指導してきたが、改めて現状を把握した上で、さらなる改善策を周知する。

2 これまでの対応

- (1) 平成 30 年 9 月 6 日 文部科学省「児童生徒の携行品に係る配慮について」発出
→同年 9 月 10 日、教育委員会より全小学校に、家庭学習で使わない学用品等は、学校（教室）に置いて帰る等、登下校時の持ち物（学用品等）の負担軽減を図るよう通知
- (2) 令和 2 年 7 月 3 日、教育委員会より全市立学校園に発出した「熱中症対策について」において、改めて家庭学習で使わない学用品等は学校に置いて帰る等、荷物の軽量化を図るよう通知
- (3) 改めて現状を把握するため、令和 4 年 8 月、全小・中学校対象に「登下校時の持ち物（学用品等）」調査を実施